

京都市告示第630号

京都市自転車等放置防止条例施行規則第3条の規定に基づき、十条保管所の自転車等を返還する日を次のとおり告示します。

平成30年3月12日

京都市長 門川 大作

項 目	現 行	変 更 後
自転車を返還する日 及び原動機付自転車 を返還する日	撤去した日の翌日から4週間。 ただし、1月1日から同月3日 まで及び12月29日から同月 31日までを除く。	撤去した日の翌日から4週間。 ただし、3月31日を除く。

(建設局自転車政策推進室)